



金沢市公報

号外第28号の2

平成19年(2007年)9月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
●規則		○金沢市観光会館条例施行規則の一部を改正する規則 (国際文化課) 5
○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (衛生指導課) 1		○温泉法施行細則の一部を改正する規則 (衛生指導課) 6
○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (職員課) 2		○金沢市都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 10
○金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則 () 2		●訓令甲
○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 () 2		○職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (職員課) 14
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 () 3		●選挙管理委員会告示
○職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則 () 4		○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例施行規程の一部改正について (選挙管理委員会) 14
○技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 () 4		○金沢市公職選挙運動実施規程の一部改正について () 18
○金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則 (監理課) 5		

規 則

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第59号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則(昭和23年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号ア中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号イ中「第13条第4項」を「第15条第4項」に改め、同号ク中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同クを同号コとし、同号キ中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改め、同キを同号ケとし、同号カ中「第29条第1項」を「第33条第1項」に、「第27条第2項」を「第31条第2項」に改め、同カを同号クとし、同号オ中「第27条第2項」を「第31条第2項」に改め、同オを同号キとし、同号エ中「第14条第4項」を「第18条第5項」に改め、同エを同号カとし、同号ウ中「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、同ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 温泉法第15条第4項において準用する同法第4条第3項の規定による許可の条件の付加及びこれの変更に関すること。

エ 温泉法第16条第1項及び第17条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認に関すること。

附 則

この規則は、平成19年10月20日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第60号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改める。

第8条の2中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

様式第4号の（注）中「又は託児の態様及び通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合に」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第61号

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則

（金沢市職員就業規則の一部改正）

第1条 金沢市職員就業規則（昭和24年規則第135号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同項第2号中「部分休業をし」を「職員が部分休業により養育し」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

（金沢市清掃従業員就業規則の一部改正）

第2条 金沢市清掃従業員就業規則（昭和24年規則第152号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「従業員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同項第2号中「部分休業をし」を「従業員が部分休業により養育し」に改め、「部分休業により」を削り、「従業員以外」を「当該従業員以外」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第62号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表長町研修館の項を削る。

別表第2第2項の表作業服（上）の項及び作業服（下）の項中「及び放牧場」を削り、同第2項の表作業服（冬）（上、下）の項及び作業服（夏）（下）の項中「放牧場、」を削り、同第2項の表防寒衣の項中「、放牧場」を削り、同第2項の表雨衣の項中「放牧場及び」を削る。

別表第5第2項の表獣医師の項を次のように改める。

獣医師	作業服（上、下）	2	環境衛生指導者及び食品衛生指導者並びに小動物管理センターに限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	と畜検査員に限る。
	白衣	6	と畜検査員及び衛生指導課の検査業務従事者に限る。

		4	と畜検査員及び衛生指導課の検査業務従事者を除く。
	白ズボン	6	と畜検査員に限る。
		4	と畜検査員を除く。
	ゴム長靴	3	と畜検査員に限る。
		1	環境衛生指導者及び食品衛生指導者並びに小動物管理センターに限る。
	防寒長靴	1	環境衛生指導者、食品衛生指導者及びと畜検査員並びに小動物管理センターに限る。

別表第6第2項の表技能技士の項を次のように改める。

技能技士	作業服（上、下）	4	
	作業服（夏）（上）	6	西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターに限る。
	作業服（夏）（下）	4	
	作業服（夏）（上、下）	4	道路等管理事務所に限る。
		2	西部クリーンセンター、東部クリーンセンター及び道路等管理事務所を除く。
	作業服（冬）（上、下）	4	西部クリーンセンター、東部クリーンセンター及び道路等管理事務所に限る。
	防寒衣	2	道路等管理事務所に限る。
		1	西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターに限る。
	雨衣	1	道路等管理事務所に限る。
	ゴム長靴	1	西部クリーンセンター、東部クリーンセンター及び道路等管理事務所に限る。
	防寒長靴	1	
	安全靴	1	
	安全長靴	1	西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターに限る。
ズック	1		

別表第6第2項の表中

調理技士 調理士	調理衣	6	市立病院に限る。
		4	市立病院を除く。
	調理衣（半袖）	4	

を

調理技士 調理士	調理衣	4	
	調理衣（半袖）	4	

に

改める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。ただし、別表第6の改正規定（市立病院に係る部分に限る。）は公布の日から、別表第1の改正規定は同年10月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第63号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第14条第8号中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に改める。

第18条第5号中「第5条の2第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

第19条の3第2項第7号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

別表第3中

農業総務課、放牧場及び保健所（食肉衛生検査所を除く。）

 を

農業総務課及び保健所（食肉衛生検査所を除く。）

 に改める。

別表第3の3放牧場の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3及び別表第3の3の改正規定は、平成19年12月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第64号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則

（職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和60年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表を次のように改める。

区 分	職 員
条例第16条第1項第1号に掲げる職員	戸室新保理立場に所属する職員又は施設管理課に所属する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）で、戸室新保理立場で業務を行うもの若しくは東部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務するもの
条例第16条第1項第2号に掲げる職員	東部管理センター、西部管理センター又は施設管理課に所属する職員
条例第16条第1項第3号に掲げる職員	環境総務課、戸室新保理立場、リサイクル推進課又は施設管理課に所属する職員
条例第16条第1項第4号に掲げる職員	施設管理課に所属する職員

（職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

（金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正）

第3条 金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成8年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「放牧場及び」を削る。

（金沢市放牧場条例施行規則の廃止）

第4条 金沢市放牧場条例施行規則（昭和38年規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第65号

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和60年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「放牧場、」を削る。

第11条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「前項第6号」を「前項第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項中「第1項第2号又は第3号」を「第1項第1号又は第2号」に、「前項第2号又は第3号」を「前項第1号又は第2号」に改め、同条第4項中「第1項第4号」を「第1項第3号」に、「第2項第4号」を「第2項第3号」に改める。

第12条を次のように改める。

（変則勤務手当）

第12条 変則勤務手当は、東部クリーンセンター又は西部クリーンセンターに所属する職員が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる勤務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、勤務1回につき1,650円とする。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第66号

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則（昭和53年規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「東京事務所長 放牧場長」を「東京事務所長」に、「中央公民館長 長町研修館長」を「中央公民館長」に改める。

附 則

この規則中別表の改正規定（「中央公民館長 長町研修館長」を「中央公民館長」に改める部分に限る。）は平成19年10月1日から、同表の改正規定（「東京事務所長 放牧場長」を「東京事務所長」に改める部分に限る。）は同年12月1日から施行する。

金沢市観光会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第67号

金沢市観光会館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市観光会館条例施行規則（昭和37年規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢歌劇座条例施行規則

第1条中「金沢市観光会館条例」を「金沢歌劇座条例」に改める。

第3条第1項中「金沢市観光会館（以下「会館」を「金沢歌劇座（以下「歌劇座」に、「金沢市観光会館使用申請書」を「金沢歌劇座使用申請書」に改め、同条第2項中「会館」を「歌劇座」に改める。

第4条、第5条並びに第9条第1号及び第2号中「会館」を「歌劇座」に改める。

第12条中「会館等」を「歌劇座」に改める。

第14条第2号中「会館内」を「歌劇座内」に改める。

第16条中「会館」を「歌劇座」に改める。

第19条第1項中「金沢市観光会館指定管理者指定申出書」を「金沢歌劇座指定管理者指定申出書」に改め、同条第2項第1号中「会館」を「歌劇座」に改める。

別表中「金沢市観光会館附属設備使用料」を「金沢歌劇座附属設備使用料」に改め、同表使用料の欄中「300円」

- (1) 法第15条第1項の規定による許可の申請書 様式第1号
- (2) 法第15条第1項の規定による許可書 様式第2号
- (3) 法第16条第1項の規定による合併の承認の申請書 様式第3号
- (4) 法第16条第1項の規定による分割の承認の申請書 様式第4号
- (5) 法第16条第1項の規定による承認書 様式第5号
- (6) 法第17条第1項の規定による承認の申請書 様式第6号
- (7) 法第17条第1項の規定による承認書 様式第7号
- (8) 省令第9条第2項第2号の規定による同意書 様式第8号
- (9) 法第18条第4項の規定による届出書 様式第9号

様式第1号中「受けたいので」の次に「、温泉法第15条第1項の規定により」を加え、「場所」を「施設の場所及び名称」に改め、同様式の備考第2項第2号中「利用施設等」を「温泉利用施設等」に改め、同項第3号中「第13条第2項各号」を「第15条第2項各号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

金沢市指令収 第 号
年 月 日

温泉利用許可書

住所

氏名 様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった温泉の利用については、温泉法第15条第1項の規定により、次のとおり許可します。

温泉のゆう出地	
浴用又は飲用の区別	
温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称	

様式第3号中「温泉の成分等の掲示内容届出書」を「温泉の成分等の掲示内容(変更)届出書」に、「掲示をした

い」を「掲示をしたい(変更したい)」に、

「源泉名」を

「温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称」に、
「源泉名」

「浴用又は飲用の方法及び注意」を

浴用又は飲用の方法及び注意		
加水利用	有	理由
	無	
加温利用	有	理由
	無	
循環利用	有	理由
	無	
入浴剤等の添加	有	理由

	無	
消毒処理	有	理由
	無	

改め、同様式を様式第9号とし、様式第2号の次に次の6様式を加える。

様式第3号（第2条関係）

温泉利用許可承継承認申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

申請者 事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

㊞

（申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

温泉の利用の許可に係る事業を承継したいので、温泉法第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称		
浴用又は飲用の区分		
許可の年月日及び番号		
合併により消滅する法人	事務所の所在地	
	法人の名称	
	代表者の氏名	
	事務所の所在地	
	法人の名称	
	代表者の氏名	
合併の種類		吸収合併・新設合併
合併の予定年月日		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 合併契約書の写し
- (3) 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第4号（第2条関係）

温泉利用許可承継承認申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

申請者 事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

㊞

（申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

温泉の利用の許可に係る事業を承継したいので、温泉法第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称		
浴用又は飲用の区分		
許可の年月日及び番号		
分割前の法人	事務所の所在地	
	法人の名称	
	代表者の氏名	
分割の予定年月日		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 分割により温泉の利用の許可に係る事業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 分割計画書又は分割契約書の写し
- (3) 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第5号(第2条関係)

収 第 号
年 月 日

温泉利用許可承継承認書

住所
氏名

様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった温泉の利用の許可に係る事業の承継については、温泉法第16条第1項の規定により、次のとおり承認します。

- 1 温泉利用施設の場所
- 2 温泉利用施設の名称
- 3 条件 この承認の効力は、合併又は分割の登記を停止条件として生じる。

様式第6号(第2条関係)

温泉利用許可承継承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

温泉の利用の許可に係る事業を承継したいので、温泉法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	
浴用又は飲用の区分	
許可の年月日及び番号	
被相続人の住所及び氏名	
被相続人との続柄	
相続開始の年月日	

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書
- (3) 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第7号(第2条関係)

収 第 号
年 月 日

温泉利用許可承継承認書

住所
氏名

様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった温泉の利用の許可に係る事業の承継については、温泉法第17条第1項の規定により、次のとおり承認します。

- 1 温泉利用施設の場所
- 2 温泉利用施設の名称
- 3 条件

様式第8号(第2条関係)

温泉利用許可相続同意証明書

年 月 日

次のとおり温泉の利用の許可に係る事業について相続があったことを証明します。

- 1 相続した温泉利用施設の場所及び名称
- 2 被相続人の住所及び氏名
- 3 温泉の利用の許可に係る事業を承継すべき相続人として選定された者の住所及び氏名
(あて先) 金沢市長

証明者氏名 ㊟

備考 証明者氏名の部分は、温泉の利用の許可に係る事業を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名押印又は署名のいずれかの方法により記入すること。

附 則

この規則は、平成19年10月20日から施行する。

金沢市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第69号

金沢市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

金沢市都市計画法施行細則(昭和57年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号の次に次の2号を加える

(3)の2 法第34条の2第1項に規定する協議の申請書 様式第3号の2

(3)の3 法第34条の2第1項に規定する協議の成立の通知書 様式第3号の3

第2条第4号中「様式第3号の2」を「様式第3号の4」に改め、同条第5号中「様式第3号の3」を「様式第3号の5」に改め、同条第6号中「様式第3号の4」を「様式第3号の6」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(6)の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項に規定する変更の協議の申請書 様式第3号の7

(6)の3 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項に規定する変更の協議の成立の通知書 様式第3号の8

第2条第7号中「第43条」を「第43条第1項」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(7)の2 法第43条第3項に規定する協議の申請書 様式第4号の2

(7)の3 法第43条第3項に規定する協議の成立の通知書 様式第4号の3

第6条第1項中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

様式第3号の4を様式第3号の6とし、様式第3号の3を様式第3号の5とし、様式第3号の2を様式第3号の4とし、様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第3号の2 (第2条関係)

開発行為協議申請書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申請します。

年 月 日

(あて先) 金沢市長

協議申請者 住所
氏名 ㊟

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	㎡
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施工者住所・氏名	
	5	工事着工予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日

7	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
8	法第34条の該当号及び該当する理由	
9	その他必要な事項	
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ 協議に付した条件		
※ 協議番号		年 月 日 第 号

備考

- 1 協議申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合は、その手続の状況を記入してください。

様式第3号の3（第2条関係）

金沢市指令収 第 号
年 月 日

様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった開発行為の協議は、都市計画法第34条の2第1項の規定により、次のとおり協議が成立しました。

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	m ²
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施工者住所・氏名	
	5	工事着工予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	8	法第34条の該当号及び該当する理由	
	9	その他必要な事項	

協議に付した条件

様式第3号の6の次に次の2様式を加える。

様式第3号の7（第2条関係）

開発行為変更協議申請書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更の協議を申請します。

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	区 分		変更前	変更後	
	1	開発区域に含まれる地域の名称			
	2	開発区域の面積		m ²	m ²
	3	予定建築物等の用途			
	4	工事施行者住所・氏名			
	5	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別			
	6	法第34条の該当号及び該当する理由			
	7	その他必要な事項			
開発協議成立年月日・番号			年 月 日	金沢市指令収 第 号	
変更の理由					

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号の8（第2条関係）

金沢市指令収 第 号
年 月 日

様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更の協議は、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、次のとおり協議が成立しました。

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	m ²
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者住所・氏名	
	5	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	6	法第34条の該当号及び該当する理由	
	7	その他必要な事項	

協議に附した条件

様式第4号中「第43条」を「第43条第1項」に、「第8号の2まで」を「第10号まで」に改め、同様式の次に次の2様式を加える

様式第4号の2（第2条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議申請書

都市計画法第43条第3項の規定により、
〔建築物
第1種特定工作物〕 の 〔新築
改築
用途の変更
新設〕 の協議を申請します。

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 協議に附した条件	
※ 協議番号	年 月 日 第 号

備考

- 申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築又は用途の変更をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。

様式第4号の3（第2条関係）

金沢市指令収 第 号
年 月 日

様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった〔建築物
第1種特定工作物〕の〔新築
改築
用途の変更
新設〕については、都市計画法第

43条第3項の規定により、次のとおり協議が成立しました。

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	

4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	

協議に附した条件

様式第11号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第6号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

別表放牧場に勤務する職員の項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第108号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例施行規程（平成6年選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月20日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

題名を次のように改める。

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程

第1条第1項中「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例」に、「又は第6条」を「、第6条又は第9条」に、「又は第7条」を「、第7条又は第10条」に改める。

第2条第1項中「又は第8条」を「、第8条又は第11条」に改める。

第3条中「燃料供給業者」という。）」の次に「、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）」を加え、「第7条」を「第10条」に改める。

第4条第1項中「又はポスター作成証明書」を「、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書」に改め、「その他の者」の次に「、ビラ作成業者」を加え、同条第2項中「及び様式第5号」を「から様式第6号まで」に改める。

第5条第1項中「又は第8条」を「、第8条又は第11条」に改め、「燃料供給業者」の次に「、ビラ作成業者」を加え、同条第2項中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

様式第1号その2中「ポスター作成契約届出書」を「選挙運動用ポスター作成契約届出書」に、「ポスターの」を「選挙運動用ポスターの」に改め、同その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙
候補者 ㊟

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号その1中「自動車燃料代確認申請書」を「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」に、「自動車燃料代に」を「選挙運動用自動車燃料代に」に、「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例」に改め、同様式その2中「ポスター作成枚数確認申請書」を「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」に、「ポスター作成枚数につき」を「選挙運動用ポスター作成枚数につき」に、「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第8条」を「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例第11条」に、「購入枚数」を「枚数」に改め、同その2の備考第2項中「ポスター作成枚数」を「選挙運動用ポスター作成枚数」に改め、同その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙
候補者 ㊟

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から金沢市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第3号その1中「自動車燃料代確認書」を「選挙運動用自動車燃料代確認書」に、「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「金

沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例」に、「自動車燃料代は」を「選挙運動用自動車燃料代は」に改め、同その1の備考第1項中「燃料代」を「選挙運動用自動車燃料代」に改め、同様式その2中「ポスター作成枚数確認書」を「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」に、「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第8条」を「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例第11条」に、「ポスター作成枚数は」を「選挙運動用ポスター作成枚数は」に改め、同その2の備考第1項中「ポスター作成枚数」を「選挙運動用ポスター作成枚数」に改め、同備考第2項中「ポスター作成証明書」を「選挙運動用ポスター作成証明書」に改め、同その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

確認番号	選挙運動用ビラ作成枚数確認書
<p>金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市選挙管理委員会委員長 ㊟</p> <p>1 年 月 日執行 選挙</p> <p>2 候補者の氏名</p> <p>3 確認枚数 枚</p> <p>備考</p> <p>1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。</p> <p>2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、金沢市に支払を請求することはできません。</p>	

様式第6号その1中「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例」に改め、同その1の備考第1項中「燃料代の」を「選挙運動用自動車燃料代の」に、「自動車燃料代確認書」を「選挙運動用自動車燃料代確認書」に改め、同様式その2中「請求書」を「請求書（ポスターの作成）」を「請求書（選挙運動用ポスターの作成）」に、「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第8条」を「金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例第11条」に、「ポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書」を「選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書」に改め、同その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加え、同様式を様式第7号とする。

その2

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名 ㊟

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 円

- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
 3 年 月 日執行 選挙
 4 候補者の氏名
 5 銀行名、口座名及び口座番号

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 2 候補者が供託物を没収された場合には、金沢市に支払を請求することはできません。
 (別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	$A \times B = C$	D	E	$D \times E = F$	G	H	$G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、7円30銭を記載してください。
 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第5号中「ポスター作成証明書」を「選挙運動用ポスター作成証明書」に、「ポスターを」を「選挙運動用ポスターを」に改め、同様式を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第4条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書	
次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。	
年 月 日	
年 月 日執行 選挙 候補者 ㊟	
ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
 2 ビラ作成業者が金沢市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、金沢市に支払を請求することはできません。
 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 (1) 枚数 16,000枚
 (2) 限度額 7円30銭(単価) × 確認された作成枚数 = 限度額

附 則

改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施

行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

●金沢市選挙管理委員会告示第109号

金沢市公職選挙運動実施規程（昭和30年選挙管理委員会告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月20日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

目次中「第3節 削除」を「第3節 選挙運動用ビラ（第8条-第11条）」に改める。

第2章第3節を次のように改める。

第3節 選挙運動用ビラ

（選挙運動用ビラの届出）

第8条 市長の選挙において候補者がする法第142条第1項第6号の規定によるビラの届出は、別記第6号様式に準じて作成した届出書にその種類ごとに見本1枚を添えてしなければならない。

（選挙運動用ビラの証紙）

第9条 市長の選挙において候補者が使用する前条のビラは、法第142条第7項の規定により本委員会が交付する別記第7号様式の証紙をはらなければ頒布することができない。

2 候補者は、前項の規定による証紙の交付を受けようとするときは、本委員会が交付する別記第8号様式の選挙運動用ビラ証紙交付票に当該証紙をはるべき選挙運動用ビラの見本1枚（記載内容が異なる選挙運動用ビラがある場合においては、それぞれ1枚）を添えて、本委員会に請求しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の選挙運動用ビラ証紙交付票の交付について準用する。

4 第7条の規定は、第2項の選挙運動用ビラ証紙交付票を紛失し、又は破損した場合における届出及び再交付の手続について準用する。

第10条及び第11条 削除

第29条の表中「金沢市観光会館」を「金沢歌劇座」に改める。

第41条第1項中「第6条」の次に「第9条」を加える。

別記第6号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

別記第6号様式（第8条関係）

（選挙運動用ビラの届出書の様式）

選挙運動用ビラの届出書

年 月 日執行の金沢市長選挙の選挙運動用ビラを次のとおり届け出ます。

年 月 日

（あて先）金沢市選挙管理委員会委員長

候補者

住 所

氏 名

⑩

区 分	頒布責任者		印 刷 者	
	氏 名	住 所	氏名（法人名）	住 所
種類1				
種類2				

備考 種類ごとに見本を1枚添付すること。

別記第7号様式（第9条関係）

（選挙運動用ビラに用いる証紙の様式）

年執行 金沢市長選挙 候補者ビラ 番号 金沢市選管

備考

- 1 用紙は、特別の紙質、模様等を用いることができる。
- 2 大きさは、おおむね縦2センチメートル、横2センチメートルとする。

別記第8号様式（第9条関係）

（選挙運動用ビラ証紙交付票の様式）

（表）

第	号		(候補者氏名) 証紙交付責任者	㊟
年	月	日	執行金沢市長選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票	
				金沢市選挙管理委員会 ㊟

（裏）

証 紙 交 付 の 状 況				
交付年月日	交付枚数	残 数	交 付 者 印	差 出 人 住所氏名印

（注）この交付票は、法定枚数の証紙の交付を受けた場合、選挙期日を経過した場合等には、直ちに返還してください。

別記第15号様式中

昼間（午前8時30分 から午後5時までをい う。） 夜間（午後5時から午 前8時30分までをい う。）	を	昼間（午前8時30分 から午後5時30分ま でをいう。） 夜間（午後5時30分 から午前8時30分ま でをいう。）	に改める。
--	---	--	-------

附 則

この告示は、平成19年9月20日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、同年10月1日から施行する。

平成19年(2007年)9月20日 印刷
平成19年(2007年)9月20日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)